

● 事務局だより ●

◇ 第三十九号をお届けいたします。

本号では、埼玉県・神奈川県・大阪府において平成八年度に受け付けた紛争事例をご紹介します。

また、このほど、主要都府県で平成八年度に受け付けた紛争事例を分類し、要約した「不動産取引紛争事例要旨集」を発刊いたしました。

最近の紛争の実態がわかり、一部については、解決結果等も載せていますので、業務等のご参考に供していただけるものと存じます。

◇ 判例の紹介については、種々問題の多い、住宅ローンを利用する場合の買主の努力義務をめぐるものなどを掲載しています。

◇ 本年度の宅地建物取引主任者資格試験につきましては、昨年十二月三日の合格発表をもつて一段落しましたので、本号では、結果の概要をご報告しております。本年度から開始された一部免除制度に伴う免除者についての計数も掲載しています。

協力機関のご担当者など、関係の方々におかれましては、ぜひ、ご一読いただき、今後

の業務にお役立ただけければ、幸いです。

◇ 主任者証の改正に伴う、当機構におけるシステム上の対応についても、掲載しました。

有効期間の三年から五年への延長、カードサイズ化及び住所欄の新設等に関するものです。

◇ また、情報化時代の進展に伴い、かねてから当機構においても、インターネット・ホームページの開設のための準備作業を進めてきましたが、昨年十二月下旬、建設省とのリンクを含め、運用を開始いたしました。

<http://www.retio.or.jp>

◇ 三月十三日、第四十六回の講演会を開催します。今回は、建設省不動産課の大坂正監視官に「最近の不動産取引の諸問題について」と題してご講演いただきます。

多数のご参加を希望します。

＜訂正＞

前号（第三十八号）の「最近の判例から」に、二件の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

① 五十四頁「フローリング騒音」の標題部および本文中段九行目の「東京地判」を「東京地裁八王子支判」に訂正。

② 五十九頁「軽量鉄骨プレハブ建物の非堅固性」の本文上段四行目の「非堅固」を「堅固」に訂正。